

マルチブック、フィリピンの電子インボイスシステム(EIS)対応機能を2025年11月上旬リリース予定。CAS・CBA承認実績を持つ「multibook」が、フィリピン税務デジタル化要件に完全対応

2025年9月3日

株式会社マルチブック(東京都品川区、代表取締役社長:渡部 学、以下「当社」)は、フィリピンにおけるEIS(Electronic Invoicing System)への対応を強化し、日系企業およびフィリピンローカル企業を含む、フィリピンで事業を展開する企業の税務コンプライアンスと業務効率化を強力に支援することを発表します。

フィリピン内国歳入庁(BIR)が推進する税務のデジタル化に対応するため、「multibook」が既にフィリピンのCAS(Computerized Accounting System)およびCBA(Computerized Books of Accounts)承認を正式に取得している実績あるシステムであることに加え、EISの要件を満たす新機能を2025年11月上旬にリリース予定であることをお知らせします。



■フィリピンにおける電子インボイス(EIS)導入の背景と「multibook」の対応

フィリピンでは、2018年のTRAIN法(Tax Reform for Acceleration and Inclusion Act)の導入により、大口納税者および輸出業者に対し、5年以内に電子インボイスの発行と売上データのBIRへの転送が義務付けられました。これを受け、BIRは2022年6月30日にRevenue Regulations No. 8-2022を発行し、電子インボイス/領収書システム(EIS)を確立しました。この規制により、輸出業者、e-コマース事業者、および大口納税者サービス(LTS)に属する納税者に対し、電子インボイスの発行および売上データの電子的報告が義務付けられています。売上データは、取引後3日以内にJSON形式でBIRに送信される必要があります。

さらに、2025年2月25日に発行されたRevenue Regulation No. 11-2025では、電子インボイスの発行と売上データの電子的報告に関する規定が明記され、対象者がCAS/CBA利用企業やPOSシステム利用企業、輸出業者、e-コマース事業者、LTS、税制優遇を受ける登録事業体などにも拡大されることが示されました。この規制の施行日より1年間の移行期間が設けられています。

2021年1月8日に発行されたRevenue Memorandum Circular No. 5-2021により、CAS(Computerized Accounting System)やCBA(Computerized Books of Accounts)の登録に関する方針が簡素化されました。これにより、システム使用許可(PTU)の取得は不要となり、システムの登録が求められるようになりました。事前のシステムデモンストレーションや評価は不要ですが、事後評価が行われることになります。

「multibook」は、これらのフィリピンの税務要件に完全に対応し、企業のスムーズなデジタル移行を支援します。特に、BIRが義務付けるリアルタイムまたはニアリアルタイムでの売上データ転送に対応するため、BIR EISへのAPI連携機能を開発中であり、**2025年11月上旬のリリースを目指しています。**

フィリピン要件対応ロードマップ



フィリピン規制		multibook
2021年	CAS/CBA申請を簡素・迅速化する 新ガイドラインを公表。	
2022年	EISの技術仕様・運用ルールを提示し、 パイロット企業100社を指名 (輸出業者、eコマース事業者、大法人)。	
2023年		CAS/CBA要求への対応を実施・リリース。
2024年		multibook利用ユーザーがCAS/CBA承認を取得。
2025年	電子インボイス（EIS）の対象企業を大幅に拡大 (EC事業者全般+全大法人+CASユーザー)。	電子インボイス（EIS）とのAPI連携機能を リリース予定（2025年11月初旬）。

フィリピン要件対応ロードマップ

■グローバルクラウドERP「multibook」が提供するフィリピン要件対応

「multibook」は、フィリピンの税務コンプライアンスを確実にするための多岐にわたる機能を提供します。BIRからCAS・CBAの正式承認を既に取得済みの実績あるシステムとして、日系企業のみならずフィリピンローカル企業からも高い評価を得ています。

- CAS要件への対応:

- **CASおよびCBA要件への完全準拠:** フィリピンでは、会計システムを利用する場合、CAS(Computerized Accounting System)要件に対応し、BIR(Bureau of Internal Revenue:内国歳入庁)の認証取得が必要です。CASはInvoiceや源泉徴収税レポートも対象に含まれますが、CBA(Computerized Books of Accounts)では、対象を会計帳簿に絞って会計システム利用を申請することができます。「multibook」はこれらの要件に完全に準拠し、既に利用企業においてCAS・CBAとともにBIRの承認を取得済みであり、会計業務の効率化、内部統制強化に寄与しています。

- 主な**CAS**要件: Invoiceや各帳簿ヘッダーに、たBusiness NameやVAT REG TINの情報表示、帳簿として、仕訳帳、総勘定元帳以外に、売上仕訳帳や仕入仕訳帳などの専用帳簿が出力可能のこと、また、源泉徴収税に関する各種レポート(Form2307等)の出力が要求されています。
- EIS(電子インボイス/領収書システム)対応に向けた新機能の開発:
 - **BIR EISとAPI連携によるInvoiceデータ送信:** BIRが義務付けるリアルタイムまたはニアリアルタイム(取引後3日以内)の売上データ転送に対応するため、BIR EISへのAPI連携機能を2025年11月初旬のリリースを目指して、現在開発中です。本機能について、既に日系企業およびフィリピンローカル企業から多数の問い合わせをいただいており、市場の高い期待を反映しています。
 - フィリピンでの請求関連業務を完全サポート: 「multibook」は、すでに、得意先へのInvoiceメール送信機能をリリース済みであり、また拡張機能として、源泉徴収税2307フォームに関する新ソリューションも開発中です。EISとのAPI連携とあわせて、フィリピンでの請求関連業務を完全サポートいたします。

当社は、グローバルERP「multibook」と、コーポレート業務を代行支援するグローバルBPOサービス「マルチブックアウトソーシング」サービスにより、日系企業のみならず、フィリピンローカル企業を含む、フィリピンで事業を展開する全ての企業を支援し、業務の効率化と内部統制の強化、さらに税務コンプライアンスの徹底を同時に実現します。

■グローバルクラウドERP「multibook」概要

2027年4月1日以後に開始する事業年度から強制適用となる新リース会計基準に対応。
導入が速い、処理速度が速い、解決が早い、速さを追求するグローバルクラウドERP。
12カ国語・多通貨・複数帳簿に対応し、全世界の拠点をシームレスに統合します。製造・商社・飲食・建設など多業種にわたり、上場企業から非上場企業まで、35カ国・600社以上の導入実績があります。フィリピンにおいては、BIRからCAS・CBA承認を取得した実績あるERPシステムとして、日系企業およびローカル企業の双方から選ばれています。

主な機能:会計、ロジティクス、固定資産管理、IFRSリース資産管理、新リース会計基準、立替経費精算、マネジメントコックピット、BPOコックピット、外部連携(連結会計、倉庫管理等)機能
サービス名:「multibook」(マルチブック)

URL: <https://www.multibook.jp/>

※12の対応言語:

日本語、英語、タイ語、ベトナム語、韓国語、ミャンマー語、ドイツ語、フランス語、スペイン語、中国語(繁体字・簡体字)、インドネシア語

■株式会社マルチブック 会社概要

会社名:株式会社マルチブック

代表者:代表取締役社長 渡部 学

設立:2000年9月

本社:東京都品川区西五反田1-1-8 NMF五反田駅前ビル5階

海外拠点:シンガポール・タイ・フィリピン

事業内容:グローバルクラウドERPサービス「multibook」等の企画・開発・提供

URL:<https://www.multibook.jp/>